



2025年2月25日

各 位

会社名 名古屋電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 服部 高明
(コード番号 6797 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 取締役 鬼頭 達史
(TEL. 052-443-1111)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社普通株式の投資単位を引き下げることにより、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	6,422,000 株
②今回の分割により増加する株式数	6,422,000 株
③株式分割後の発行済株式総数	12,844,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	28,000,000 株

(3)分割日程

①基準日公告日	2025年3月14日(金)(予定)
②基準日	2025年3月31日(月)(予定)
③効力発生日	2025年4月1日(火)(予定)

3. 定款一部変更

(1)変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。なお、定款の変更の効力発生日は 2025 年 4 月 1 日（火）となります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 7 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,000,000 株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 7 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,000,000 株</u> とする。

(3)変更の日程

効力発生日 2025 年 4 月 1 日(火)

4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

5. 期末配当について

今回の株式分割は、2025 年 4 月 1 日効力発生日としておりますので、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 2025 年 3 月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

注：

2025 年 3 月期期末配当金については、本年 6 月 24 日開催予定の当社第 68 期定時株主総会での承認を経て実施する予定です。

以 上